

浦安市規則第24号

浦安市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行細則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、
特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援
給付費、特例地域相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療
費及び基準該当療養介護医療費の支給（第2条—第26条）

第3章 補装具費の支給（第27条—第29条）

第4章 高額障害福祉サービス等給付費の支給（第30条）

第5章 雑則（第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給

（支給決定等の申請等）

第2条 省令第7条第1項、第34条の3第1項又は第34条の31第1項に規定する申請書は、浦安市介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地

域相談支援給付費支給申請書（別記第1号様式）によるものとする。

- 2 省令第7条第2項第1号又は第34条の3第2項第1号に掲げる書類は、世帯状況・収入等申告書（別記第2号様式）とする。

（医師の意見書）

第3条 市長は、法第20条第1項の規定による介護給付費等の支給決定の申請があったときは、障害支援区分の認定に係る医師意見書作成依頼書（別記第3号様式）により、当該医師に当該申請に係る意見書の提出を依頼するものとする。

- 2 省令第7条第2項第3号に規定する医師の診断書は、医師意見書（別記第4号様式）によるものとする。

- 3 第1項の規定による依頼により当該医師から意見書の提出があったときは、省令第7条第2項の規定による同項第3号の医師の診断書の添付があったものとみなす。この場合において、当該意見書の作成に要する費用は、市が負担するものとする。

（サービス等利用計画案の提出を求める通知）

第4条 省令第12条の3（第19条第2項において準用する場合を含む。）又は省令第34条の37の規定による通知は、浦安市サービス等利用計画案提出依頼書（別記第5号様式）により行うものとする。

（障害支援区分の認定の通知）

第5条 政令第10条第3項の規定による通知は、浦安市障害支援区分認定通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

- 2 政令第13条において準用する政令第10条第3項の規定による通知は、浦安市障害支援区分変更認定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

（支給決定等の通知等）

第6条 市長は、法第22条第1項、第34条第1項又は第51条の7第1項の規定により支給の決定を行ったときは、浦安市介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費支給決定通知書（別記第8号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、法第22条第1項、第34条第1項又は第51条の7第1項の規定により支給しない旨の決定を行ったときは、浦安市介護給付費 訓練等給付費

特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費支給却下決定通知書（別記第9号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（受給者証等）

第7条 法第22条第8項に規定する受給者証は障害福祉サービス受給者証（別記第10号様式）とし、法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証は地域相談支援受給者証（別記第11号様式）とし、省令第64条の2第3項に規定する療養介護医療受給者証は療養介護医療受給者証（別記第12号様式）とする。

（支給決定等の変更の申請等）

第8条 省令第17条又は第34条の44に規定する申請書は、浦安市介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費支給決定変更申請書（別記第13号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、省令第7条第2項第1号及び第3号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3 前項本文に規定する省令第7条第2項第1号に掲げる書類は、世帯状況・収入等申告書（別記第2号様式）によるものとする。

4 第3条の規定は、法第24条第1項の規定による支給決定の変更の申請があったときについて準用する。

（支給決定等の変更の決定等の通知）

第9条 市長は、法第24条第2項又は第51条の9第2項の規定により支給決定の変更の決定を行ったときは、浦安市介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費支給決定変更通知書（別記第14号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、法第24条第2項又は第51条の9第2項の規定により変更しない旨の決定を行ったときは、浦安市介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費支給決定変更却下通知書（別記第15号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(支給決定等の取消しの通知)

第10条 省令第20条第1項、第34条の6第2項又は第34条の49第1項の規定による通知は、浦安市介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費支給決定取消通知書（別記第16号様式）により行うものとする。

(申請内容の変更の届出)

第11条 省令第22条第1項、第34条の3第4項又は第34条の48第1項に規定する届出書は、浦安市介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費申請内容変更届出書（別記第17号様式）によるものとする。

(受給者証等の再交付の申請)

第12条 省令第23条第1項、第34条の50第1項又は第64条の2の2第2項に規定する申請書は、浦安市受給者証等再交付申請書（別記第18号様式）によるものとする。

(特例介護給付費等の支給の申請等)

第13条 省令第31条第1項、第34条の4第1項又は第34条の53第1項に規定する申請書は、浦安市特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費支給申請書（別記第19号様式）によるものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、その結果を浦安市特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費支給・支給却下決定通知書（別記第20号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(特例介護給付費等の額)

第14条 法第30条第3項の規定により市が定める特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、同項の規定によりその基準とされる額とする。

2 法第51条の15第2項の規定により市が定める特例地域相談支援給付費の額は、同項の規定によりその基準とされる額とする。

(介護給付費等の額の特例)

第15条 支給決定障害者等は、法第31条の規定により介護給付費等の額の特

例の適用を受けようとするときは、浦安市介護給付費 訓練等給付費 特例介護給付費 特例訓練等給付費特例適用申請書（別記第21号様式）に、第7条に規定する障害福祉サービス受給者証及び障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であることを証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を、浦安市介護給付費 訓練等給付費 特例介護給付費 特例訓練等給付費特例適用・適用却下決定通知書（別記第22号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により特例の適用を決定したときは、第7条に規定する障害福祉サービス受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

4 第2項の規定により特例の適用の決定を受けた支給決定障害者等は、当該特例を必要とする事情が消滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（負担上限月額管理）

第16条 市長は、支給決定障害者等のうち、政令第17条に規定する負担上限月額を超えると見込まれるもの（以下「上限額管理対象者」という。）について、当該支給決定障害者等が利用する障害福祉サービス又は計画相談支援を提供する事業所（以下「サービス提供事業所」という。）により負担上限月額の管理を行う必要があると認めるときは、第7条に規定する障害福祉サービス受給者証を交付する際に、当該受給者証に上限額管理対象者である旨を記載するものとする。

2 上限額管理対象者は、複数のサービス提供事業所と利用契約を締結した場合に、いずれかのサービス提供事業所に負担上限月額の管理の依頼を行うことができる。

3 上限額管理対象者は、前項の規定による負担上限月額の管理の依頼を行ったときは、浦安市障害福祉サービス利用者負担上限額管理事務依頼届出書（別記第23号様式）に、第7条に規定する障害福祉サービス受給者証を添えて、市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、当該受給者証に負担上限月額管理に必要な事項を記載し、これを返還するものとする。

(省令第34条の5第1項の規定による額の変更の通知)

第17条 省令第34条の5第1項の規定による通知は、浦安市特定障害者特別給付費の額の変更通知書(別記第24号様式)により行うものとする。

(計画相談支援給付費の支給の申請等)

第18条 省令第34条の54第1項に規定する申請書は、浦安市計画相談支援給付費支給申請書(別記第25号様式)によるものとする。

2 前項の申請書には、浦安市計画相談支援依頼事業所届出書(別記第26号様式)を添付しなければならない。

3 省令第34条の54第2項の規定による通知は、浦安市計画相談支援給付費支給・支給却下決定通知書(別記第27号様式)により行うものとする。

4 計画相談支援対象障害者等が特定相談支援事業所を変更したときは、浦安市計画相談支援依頼事業所届出書(別記第26号様式)により、市長に届け出なければならない。

5 省令第34条の55第2項の規定による通知は、浦安市計画相談支援給付費支給決定取消通知書(別記第28号様式)により行うものとする。

(自立支援医療費の申請等)

第19条 省令第35条第1項に規定する申請書は、育成医療に係るものにおいては浦安市自立支援医療費(育成医療)支給認定申請書(別記第29号様式)によるものとし、更生医療に係るものにおいては浦安市自立支援医療費(更生医療)支給認定申請書(別記第30号様式)によるものとする。

2 腎臓機能障がいに対する人工透析を受けている者においては、前項の申請書に、省令第35条第2項に規定する書類のほか、特定疾病療養受療証の写しを添付しなければならない。

3 育成医療に係る省令第35条第2項第1号に規定する医師の意見書は、自立支援医療(育成医療)意見書(別記第31号様式)によるものとする。

4 市長は、第1項の申請書の提出があった場合において、必要があると認めるときは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第9条第7項に規定する身体障害者更生相談所の長に対し、意見を求めるものとする。

5 市長は、法第54条第1項の規定により支給認定をし、又は支給認定の却下をしたとき（精神通院医療に係るものを除く。）は、浦安市自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定・支給認定却下通知書（別記第32号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（医療受給者証等）

第20条 法第54条第3項に規定する医療受給者証は、育成医療の場合にあっては自立支援医療受給者証（育成医療）（別記第33号様式）とし、更生医療の場合にあっては自立支援医療受給者証（更生医療）（別記第34号様式）とする。

2 市長は、前項の医療受給者証を交付する場合において、必要があると認めるときは、浦安市自立支援医療費（育成医療・更生医療）自己負担上限額管理票（別記第35号様式）を併せて交付するものとする。

（支給認定の変更の申請等）

第21条 省令第45条第1項に規定する申請書は、浦安市自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定変更申請書（別記第36号様式）によるものとする。

2 市長は、法第56条第2項の規定により支給認定の変更の認定を行ったときは、浦安市自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定変更通知書（別記第37号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、法第56条第2項の規定により支給認定の変更の認定の却下をしたときは、浦安市自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定変更却下通知書（別記第38号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（自立支援医療費の申請内容の変更の届出）

第22条 省令第47条第1項に規定する届出書は、浦安市自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定申請内容変更届出書（別記第39号様式）によるものとする。

（医療受給者証の再交付の申請）

第23条 省令第48条第1項に規定する申請書は、浦安市自立支援医療受給者証（育成医療・更生医療）再交付申請書（別記第40号様式）によるものとする。

(自立支援医療支給認定の取消しの通知)

第24条 省令第49条第1項の規定による通知は、浦安市自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定取消通知書（別記第41号様式）により行うものとする。

(治療装具等に係る自立支援医療費の支給の申請等)

第25条 支給認定障害者等は、育成医療又は更生医療の実施に必要な治療材料、治療装具、移送及び施術（以下「治療装具等」という。）に係る自立支援医療費の支給を受けようとするときは、浦安市自立支援医療費（治療装具等）支給申請書（別記第42号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 着装証明書（別記第43号様式）（治療装具の場合に限る。）
- (2) 治療装具等の領収書の写し
- (3) 医療保険各法による給付額を証する書類
- (4) 第20条第1項に規定する、自立支援医療受給者証（育成医療）（別記第33号様式）又は自立支援医療受給者証（更生医療）（別記第34号様式）
- (5) 第20条第2項に規定する浦安市自立支援医療費（育成医療・更生医療）自己負担上限額管理票（別記第35号様式）の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を、浦安市自立支援医療費（治療装具等）支給・支給却下決定通知書（別記第44号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 前項の場合において、支給の決定を受けた支給認定障害者等は、浦安市自立支援医療費（治療装具等）請求書（別記第45号様式）を市長に提出しなければならない。

(基準該当療養介護医療費の支給の申請等)

第26条 省令第64条の3第1項に規定する申請書は、浦安市基準該当療養介護医療費支給申請書（別記第46号様式）によるものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、その結果を浦安市基準該当療養介護医療費支給・支給却下決定通知書（別記第47号様式）により、当該申請を行った者に通知するものと

する。

第3章 補装具費の支給

(補装具費の支給の申請等)

第27条 省令第65条の7第1項に規定する申請書は、浦安市補装具費支給申請書（別記第48号様式）によるものとする。

2 省令第65条の7第1項第6号に規定する医師の意見書又は診断書は、補装具費支給医師意見書（別記第49号様式）によるものとする。

(補装具費の支給の決定等)

第28条 市長は、法第76条第1項の規定により支給の決定を行ったときは、浦安市補装具費支給決定通知書（別記第50号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該支給の決定をした者（以下「補装具費支給決定者」という。）に対し、浦安市補装具費支給券（別記第51号様式）を交付するものとする。

2 市長は、法第76条第1項の規定により支給しない旨の決定を行ったときは、浦安市補装具費支給却下決定通知書（別記第52号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 第1項の規定による決定は、当該申請に係る補装具の販売、貸与又は修理（以下「販売等」という。）を行う事業者（以下「補装具事業者」という。）が次条の規定による方法により給付等を行うことができる場合に限り行うことができる。

(補装具費の支給)

第29条 市長は、補装具費支給決定者が当該補装具事業者に支払うべき当該補装具費の販売等に要した費用について、支給をすべき額の限度において、当該補装具費支給決定者に代わり、当該補装具事業者に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、補装具費支給決定者に対し、補装具費の支給があったものとみなす。

第4章 高額障害福祉サービス等給付費の支給

(高額障害福祉サービス等給付費の支給の申請等)

第30条 省令第65条の9の2第1項又は第3項に規定する申請書は、浦安市高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（別記第53号様式）によるものとする。

する。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、その結果を浦安市高額障害福祉サービス等給付費支給・支給却下決定通知書（別記第54号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

第5章 雑則

（補則）

- 第31条 この規則に定めるもののほか、法、政令又は省令の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。